

田村市週休2日等促進工事実施要綱

令和6年1月25日告示第4号
令和6年12月3日告示第126号
令和7年3月26日告示第54号
令和7年11月5日告示第146号

(目的)

第1条 この告示は、建設業の働き方改革を促進するため、田村市が発注する建設工事において週休2日等促進工事（以下「促進工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「週休2日等」とは、次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 完全週休2日（対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息を含む。以下同じ。）を行ったと認められる状態をいう。この場合において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所をすることは可能とし、受注者の責によらずに土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。）

イ 週単位の週休2日（対象期間中の全て週において、1週間に2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。この場合において、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。）

ウ 月単位の週休2日（対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。）

エ 通期の週休2日（対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。）

(2) 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日を含むものとする。

(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 「4週8休以上」とは、次に掲げるいずれかの状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日及び猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ア 月単位の4週8休以上（対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない場合は、該当する月を除外して計算する。）

い月は、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5パーセント）以上を達成しているものとみなす。）

イ 通期の4週8休以上（対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。）

（6）「発注者指定型」とは、発注者が週休2日等に取り組むことを指定する方式をいう。

（7）「県要領等」とは、福島県土木部週休2日等工事試行要領（令和6年3月19日付け5企技第1365号。第I編、第IV編及び第VI編に限る。）及び農林水産部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（令和元年6月14日付け元農第728号）とする。

（対象工事）

第3条 この告示の対象となる工事は、市発注の工事全てとする。ただし、工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事を除くものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、本施工対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で促進工事の対象とすることができる。

（実施方法等）

第4条 受注者は施工計画書に週休2日等相当の休日を確保し、現場閉所日を明記した工程表を添付し、発注者に提出するものとする。この場合において、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。

2 受注者は対象期間中、工事現場に促進工事の対象工事である旨を明示するものとする。

3 受注者は、工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇としなければならない。

4 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議するものとする。

5 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

6 受注者は、下請企業を含めた工事現場労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況が分かる書類を発注者に提出し、週休2日等の達成状況を報告するものとする。

7 受注者は、この告示に基づき行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

8 発注者は、受注者に対して週休2日等確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会、協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じないよう適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

（積算方法等）

第5条 促進工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

（1）工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。

（2）当初積算時に、4週8休以上を確保する場合の補正を計上するものとする。

（3）補正率は県要領等に基づき積算するものとする。ただし、下水道工事の管路施設における市場単価の補正係数は、国通知に基づき積算するものとする。

（4）発注者は、受注者の週休2日等について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約するものとし、達成状況に応じて、4週8休相当を確保でき

なかった場合は、当初積算時の補正を減額する。

- (5) 掲示板の設置費用は、土木事業単価及び農林土木事業原単価表「工事掲示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上するものとする。

(特記仕様書等)

第6条 この告示を適用する工事については、特記仕様書に「田村市週休2日等促進工事実施要綱」の対象とする旨を記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次の各号のとおりとする。この場合において、1件の請負金額が500万円未満の工事についても、同様とする。

- (1) 受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、田村市請負工事成績評定要領第5条第3項に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）の第1評定における「5.創意工夫」の項目で、加点評価を行う。
- (2) 受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかつた場合、評定表の第1評定における「2.施工状況」「II.工程管理」及び第2評定における「2.施工状況」「II.工程管理」において「d」判定とする。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県要領等に基づくほか、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
この告示は、令和7年1月1日から施行する。
この告示は、令和7年4月1日から施行する。
この告示は、令和7年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条に規定する工事成績評定における減点評価については、令和7年度中に起工する工事には行わない。